

給実甲第1338号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第342号の一部改正について（通知）

給実甲第342号（行政職俸給表(二)の適用を受ける技能職員の号俸の決定について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第2の行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号に該当する <u>職員</u> となった者の初任給	人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第2の行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号に該当する <u>職員</u> （以下「技能職員」

の決定について、下記に掲げるような基準を定めた場合は、規則第18条の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとしたので通知します。

なお、これに伴い、給実甲第281号（行政職俸給表(二)の適用を受ける技能免許所有職員の俸給月額決定について）及び給実甲第295号（電話交換手の俸給月額決定について）は廃止します。

記

(削る)

という。)となった者の初任給の決定について、下記に掲げるような基準を定めた場合は、規則第18条の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとしたので通知します。

なお、これに伴い、給実甲第281号（行政職俸給表(二)の適用を受ける技能免許所有職員の俸給月額決定について）及び給実甲第295号（電話交換手の俸給月額決定について）は廃止します。

記

1. 電話交換手

行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号の(1)に該当する者（以下「電話交換手」という。）であって、同表の学歴免許等欄の「中学卒」の区分の適用を受けるもののうち職務の級を行政職俸給表(二)の1級に決定された者の初任給は、規則第15条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第

4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月」とあるのは、「その者の経験年数のうち5年を超え8年までの経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数については15月、8年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）

1 一般技能職員

- 一 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号の(2)、(3)、(4)又は(7)に該当する者(次項に該当する者を除く。以下「一般技能職員」という。)であつて、同表の学歴免許等欄の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するもののうち職務の級を行政職俸給表(二)の1級に決定された者の初任給は、規則第15条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との

の月数については18月」と読み替えて同項の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができ
る。

2 一般技能職員

- 一 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号の(2)、(3)、(4)又は(7)に該当する者(次項に該当する者を除く。以下「一般技能職員」という。)のうち職務の級を行政職俸給表(二)の1級に決定された者の初任給は、規則第15条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあ

均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあるのは、「行政職俸給表(初任給基準表の学歴免許等欄の「高校卒」の区分に対応する初任給欄の号俸を受ける者(同表の備考第6項の規定の適用を受ける者を除く。))にあつては、その者の経験年数のうち5年を超え7年までの経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、7年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。以下「7年超経験年

るのは、「行政職俸給表(初任給基準表の学歴免許等欄の「高校卒」の区分の適用を受ける者のうち、当該区分に対応する初任給欄の号俸を受ける者(同表の備考第6項の規定の適用を受ける者を除く。))にあつては、その者の経験年数のうち5年を超え7年までの経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、7年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。以下「7年超経験年数」という。)の月数については18月、同表の備考第6

数」という。)の月数については18月、同表の備考第6項の規定の適用を受ける者については、その者の経験年数のうち2年を超え7年までの経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、7年超経験年数の月数については18月」と読み替えて同項の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができる。

項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の経験年数のうち2年を超え7年までの経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、7年超経験年数の月数については18月、同表の学歴免許等欄の「中学卒」の区分の適用を受ける者にあつてはその者の経験年数のうち5年を超え10年までの経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、10年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務

二 一般技能職員であつて、行政職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するもののうち職務の級を行政職俸給表(二)の2級に決定された者の初任給は、規則第15条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の

であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数については18月」と読み替えて同項の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができる。

二 一般技能職員のうち職務の級を行政職俸給表(二)の2級に決定された者の初任給は、規則第15条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月」とあるのは「その者の

職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月」とあるのは「その者の経験年数のうち10年から、その職務の級についての給実甲第326号(人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)第15条関係第5項に規定する最短昇格期間から0.5年を減じた年数を減じた年数(以下「基準年数」という。))を超えない年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、基準年数を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を

経験年数のうち10年から、その職務の級についての給実甲第326号(人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)第15条関係第5項に規定する最短昇格期間から0.5年を減じた年数を減じた年数(以下「基準年数」という。))を超えない年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については15月、基準年数を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については18月」と、同項第4号中「人事院の定める」と

考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。)の月数については18月」と、同項第4号中「人事院の定める」とあるのは「その者の最短昇格期間から0.5年を減じた年数を超える」と読み替えて同項の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができる。

2 (略)

3 2級に決定された職員の初任給決定の特例

職務の級を行政職俸給表(二)の2級に決定された行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号の(1)に該当する者若しくは一般技能職員であって、同表の学歴免許等欄の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するもの又は技能免許所有職員のうち、規則第15条第1項、この通達の第1項第2号又は前項第2号の規定による号俸よりも、採用された日において同表の1級に決定されたものとして同条第1項、この通達の第1項第1号又は前項第1号の規

あるのは「その者の最短昇格期間から0.5年を減じた年数を超える」と読み替えて同項の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができる。

3 (略)

4 2級に決定された職員の初任給決定の特例

職務の級を行政職俸給表(二)の2級に決定された技能職員のうち、規則第15条第1項、この通達の第2項第2号又は前項第2号の規定による号俸よりも、採用された日において同表の1級に決定されたものとして同条第1項、この通達の第1項、第2項第1号又は前項第1号の規定により得られる号俸を基礎として2級に昇格したものとした場合に規則第23条の規定により得られる号俸の方が有利な職員の初任給については、当該規則第23条の規定により得られ

定により得られる号俸を基礎として2級に昇格したものとした場合に規則第23条の規定により得られる号俸の方が有利な職員の初任給については、当該規則第23条の規定により得られる号俸をもってその者の号俸とすることができる。

る号俸をもってその者の号俸とすることができる。

以 上